

建設工事における社会保険等未加入者との下請負契約の禁止について

(輪島市建設工事標準請負契約約款を改正します)

輪島市が発注する建設工事においては、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方としているところですが、さらに、社会保険等未加入対策を推し進め、労働者の雇用環境の改善などに取り組むため、**平成 30 年 2 月 1 日契約締結分から、原則、社会保険等未加入業者と下請負契約(一次下請負契約)することを禁止**します。

社会保険等未加入業者(適用除外者を除く。)と一次下請契約を締結した場合でやむを得ない理由があると認められない場合(やむを得ない理由があったと認められた場合であっても、発注者が指定する期間内に加入しない場合)は、受注者(元請業者)に対し、指名停止措置等を行う場合があります。

1・社会保険未加入業者の定義

社会保険未加入業者とは以下に定める届出の義務を履行していない建設業者を指します。

- 健康保険法第 48 条の規定による届出義務
- 厚生年金保険法第 27 条の規定による届出義務
- 雇用保険法第 7 条の規定による届出義務
- ※ 各保険の法において適用除外とされている者(従業員を雇用していない個人事業主など、法律上の保険加入義務がない者)と下請負契約を締結することは問題ありません。
- ※ 下請負人の選定について、保険料の領収書等により社会保険の加入状況を確認するなど、十分にご注意いただくようお願いいたします。

2. 適用時期

平成 30 年 2 月 1 日以降に契約締結(随意契約を含む。)する建設工事

3. 確認方法

施工体制台帳の社会保険等の加入状況における保険加入の有無欄により、「未加入」でないことを確認することとします。

4. 指名停止措置等

受注者(元請業者)に対して、指名停止措置等を行う場合があります。**(平成 30 年 4 月適用開始)**

下請負人に対しては、加入指導・関係機関への通報等を行います。